

伊 那 市 補 助 制 度 の 概 要

(令 和 5 年 4 月 現 在)

補助を受けて事業を実施する場合、事業開始前に担当課へご相談ください。

- 補助事業を実施する場合は、開始前に事業の申請手続きが必要となります。
- 申請手続きを行わずに、事業を実施された場合、補助金の交付が受けられませんので、ご注意ください。

目

次

1 市が補助する事業

防犯灯設置等事業	1
消防施設整備事業	2
自主防災組織施設整備事業	2
消火薬剤交付事業	3
協働のまちづくり交付金	3
コミュニティ振興事業	3
災害援護事業（被災者見舞金）	4
災害救助事業	4
児童遊園地設置補助事業	6
高齢者の知恵袋事業	6
敬老会事業補助金	6
浄化槽設置等整備事業	7
接続サポート補助金	8
特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助事業	8
ごみ収集ステーション整備補助事業	9
生ごみ処理容器等購入補助事業	9
太陽エネルギー利用設備設置補助事業	10
農業機械等導入事業	11

有害鳥獣被害防除対策事業	11
被災農作物等防風対策事業	11
森林造成事業	12
林業振興対策事業	12
松くい虫防除対策事業	12
集会施設整備事業	13
文化財保護事業	14
体育施設設置補助事業	14
除雪機械整備事業	15
雨水貯留施設設置事業	15
住宅耐震化促進事業	15
災害危険住宅移転事業	16
地域景観整備事業	16
道路改良等に伴うほ場整備事業	17

2 市が地元負担金を得て行う事業

耕地事業	18
林道事業	19
道路建設事業	19

1 市が補助する事業

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
総務部 危機管理課 防災係 (内線2053)	防犯灯設置等 事業 (募集期間) 防犯灯設置 6月 防犯灯電気料 7月	次の設置区分に該当する防犯灯の設置費 <設置区分> (1) 住宅、店舗等から 50m 以上離れており、かつ児童及び生徒の通学に利用する道路に地域自治団体が設置するもの (2) 夜間における犯罪及び事故を防止するために効果的な位置に地域自治団体が設置するもの <補助対象経費> (1) 防犯灯の設置等に要する費用 点灯に必要な設備、器具類及び工事に要する費用 (2) 防犯灯の電気料金 設置区分(1)に該当する防犯灯に係る電気料金 <補助対象外経費> (1) 現物が公共的な機関又は団体から無償で供与されたもの (2) 防犯灯設置後の維持管理費用及び位置の変更に要する費用	○設置費 1 設置区分(1)の場合 補助対象額の3分の3 ・限度額 ①LED灯の照明器具のみを設置する場合 1灯につき30,000円 ②専用柱及びLED灯の照明器具を設置する場合 1灯につき89,000円 2 設置区分(2)の場合 補助対象額の3分の2 ・限度額 ①LED灯の照明器具のみを設置する場合 1灯につき20,000円 ②専用柱及びLED灯の照明器具を設置する場合 1灯につき59,000円 ○電気料金 設置区分(1)に該当する防犯灯に係る電気料金 補助基準額(定額)	伊那市防犯灯設置 等補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
総務部 危機管理課 消防係 (内線2052)	消防施設及び 自主防災組織 施設整備事業 (募集期間) 6月～ 【補助対象期間】 令和6年度まで	警鐘樓の補修・取り壊し(原則として新規は作らない。) ホース掛の新設・修繕・取り壊し 消防用サイレンの新設・修繕・取り壊し	補助率 100%以内 100%以内 50%以内	伊那市消防施設 及び自主防災組 織施設整備事業 補助金交付要綱
		消火栓施設等 (1) 消火栓器具の新設 (2) 消火栓器具の更新及び増設 ※消火栓器具 消火栓用のホース・管槍・ハンドル・器具格納箱	補助率 (1) 100%以内 (2) 70%以内	
総務部 危機管理課 防災係 (内線2053)	消防施設及び 自主防災組織 施設整備事業 (募集期間) 6月～ 【補助対象期間】 令和6年度まで	以下の区分・品目に掲げる防災施設の整備に要する経費 (1) 現場本部用品(備蓄資機材収納箱、標旗、腕章など) (2) 情報伝達用機器材(電池メガホン、警笛、テレビ、ホワイドボードなど) (3) 消火用機器材(消火器及び格納箱、D型可搬ポンプ、消火バケツなど) (4) 救出用機器材(ロープ、バール、発電機、投光器等) (5) 救護用機器材(担架、救急セット、AED、テント、ビニールシート等) (6) 避難用器材(ヘルメットなど) (7) その他 市長が特に必要と認めたもの	補助率 事業費の70%以内 補助金の限度額 150戸未満の組織の場合 20万円 150戸以上の組織の場合 30万円	伊那市消防施設 及び自主防災組 織施設整備事業 補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
総務部 危機管理課 消防係 (内線2052)	消火薬剤交付 事業	<p>薬剤交付の対象</p> <p>1 次の火災に使用された消火器</p> <p>(1) 建物火災</p> <p>(2) 建物に接近し、かつ、延焼のおそれがあるその他の火災</p> <p>2 その他市長が特に必要と認めたもの</p> <p>薬剤交付の対象外</p> <p>(1) 失火者の所有するもの</p> <p>(2) 保険会社等から消火薬剤の損害の補填を受けるもの</p> <p>(3) 消防法第21条の2に規定する検定品でないもの</p> <p>(4) 有効期限を経過したもの</p>	<p>薬剤交付基準</p> <p>消火器1器につき、消火器20型の薬剤分(詰替費を含む)以内</p>	伊那市消火薬剤交付要綱
企画部 地域創造課 地域振興係 (内線2251)	協働のまちづくり 交付金	<p>地域の課題解決に向けた活動であって、概ね次に掲げる実践的な活動に要する経費</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1) 地域の活性化に資する事業</p> <p>(2) 安心・安全な地域づくりに資する事業</p> <p>(3) 保健、福祉の充実に資する事業</p> <p>(4) 環境の保全、景観形成に資する事業</p> <p>(5) 伝統文化の振興に資する事業</p> <p>(6) 産業の振興に資する事業</p>	<p>1 補助対象者</p> <p>地域自治組織、地域づくり団体等</p> <p>2 補助率</p> <p>対象事業費の10分の10以内</p> <p>3 その他</p> <p>各地域協議会が交付金事業の募集等を行い、実施事業の採択を決定します。</p>	伊那市協働のまちづくり交付金交付要綱
企画部 地域創造課 地域振興係 (内線2251)	コミュニティ 振興事業 (募集期間) 4～10月	<p>他のコミュニティ組織のモデルとなる活動であって、概ね次に掲げるコミュニティ活動に要する経費 (経費の総額が30万円未満の事業を除く)</p> <p>(1) 郷土芸能及び祭の継承に関すること</p> <p>(2) 文化・学習活動に関すること</p> <p>(3) その他の活動で市長が特別に認める場合</p>	<p>1 補助対象者</p> <p>コミュニティ組織</p> <p>2 補助率</p> <p>事業費の100分の45以内</p> <p>3 限度額 100万円</p>	伊那市コミュニティ振興事業補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等																								
保健福祉部 社会福祉課 総務係 (内線2311)	災害援護事業 (被災者見舞金)	<p>火災、風水害、その他自然災害による死亡、傷害及び家屋の全部又は一部の焼失、流失、埋没、損壊、床上浸水、土砂侵入等の被害が発生したとき。 ○常時居住している居宅</p> <table border="1" data-bbox="701 360 1648 855"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="701 360 1413 402">被害程度</th> <th data-bbox="1420 360 1648 402">見舞金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="701 406 896 475">全 損</td> <td data-bbox="902 406 1413 475">評価額の70%以上で再利用できないもの</td> <td data-bbox="1420 406 1648 475">100,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="701 480 896 549">半 損</td> <td data-bbox="902 480 1413 549">評価額の20%以上で全損でないもの</td> <td data-bbox="1420 480 1648 549">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="701 553 896 622">部分損</td> <td data-bbox="902 553 1413 622">評価額の10%以上20%未満で、損害床面積が1㎡以上のもの</td> <td data-bbox="1420 553 1648 622">20,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="701 627 896 684">床上浸水</td> <td data-bbox="902 627 1413 684"></td> <td data-bbox="1420 627 1648 684">10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="701 689 896 746">死 亡</td> <td data-bbox="902 689 1413 746"></td> <td data-bbox="1420 689 1648 746">100,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="701 751 896 809">重 傷</td> <td data-bbox="902 751 1413 809"></td> <td data-bbox="1420 751 1648 809">50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="701 813 1413 855">その他市長の認めたとき</td> <td data-bbox="1420 813 1648 855">市長の認める額</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度		見舞金	全 損	評価額の70%以上で再利用できないもの	100,000円	半 損	評価額の20%以上で全損でないもの	50,000円	部分損	評価額の10%以上20%未満で、損害床面積が1㎡以上のもの	20,000円	床上浸水		10,000円	死 亡		100,000円	重 傷		50,000円	その他市長の認めたとき		市長の認める額	見舞金の額 下記の表の金額の範囲内	伊那市被災者見舞規則
被害程度		見舞金																										
全 損	評価額の70%以上で再利用できないもの	100,000円																										
半 損	評価額の20%以上で全損でないもの	50,000円																										
部分損	評価額の10%以上20%未満で、損害床面積が1㎡以上のもの	20,000円																										
床上浸水		10,000円																										
死 亡		100,000円																										
重 傷		50,000円																										
その他市長の認めたとき		市長の認める額																										
保健福祉部 社会福祉課 総務係 (内線2311)	災害救助事業	<p>1 災害弔慰金 ・暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異状な自然現象により死亡した市民の遺族</p> <p>(支給の制限) 次の各号に掲げる場合には支給しない。 (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する場合 (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合</p>	<p>1 その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合 … 500万円</p> <p>2 その他の場合 … 250万円</p> <p>ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次ページ2の災害障害見舞金を受けている場合には、その額を控除する。</p>	伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害																								

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等										
		<p>2 災害障害見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風雨等の自然災害により、障害者となった市民 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異状 な自然現象により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき に精神又は身体に法で定める程度以上の障害がある市民 (支給の制限) 災害弔慰金の支給制限を準用する。 	<p>1 その障害者が被災した当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合 …250万円</p> <p>2 その他の場合 …125万円</p>	<p>伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害</p>										
		<p>3 災害援護資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異状な自然現象により被害を受けた市民である世帯主 (所得制限) <table border="0"> <tr> <td>世帯に属する者が1人であるとき</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>〃 2人 〃</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>〃 3人 〃</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>〃 4人 〃</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>〃 5人以上であるとき</td> <td>730万円</td> </tr> </table> <p>に1人増加するごとに 30万円を加算した額</p> <p>世帯の住居が滅失した場合 1,270万円</p>	世帯に属する者が1人であるとき	220万円	〃 2人 〃	430万円	〃 3人 〃	620万円	〃 4人 〃	730万円	〃 5人以上であるとき	730万円	<p>1 貸付限度額</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財についての損害(被害金額がその家財価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。))及び住居の損害(家財の損害と同じ)がない場合 …150万円</p> <p>イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 …250万円</p> <p>ウ 住居が半壊した場合 …270万円</p> <p>エ 住居が全壊した場合 …350万円</p> <p>(2) 世帯主が負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財の損害があり、かつ住居損害がない場合 …150万円</p> <p>イ 住居が半壊した場合 …170万円</p> <p>ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) …250万円</p> <p>エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 …350万円</p> <p>2 償還期間 10年とし、据置期間は、そのうち3年(又は5年)</p>	<p>伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害</p>
世帯に属する者が1人であるとき	220万円													
〃 2人 〃	430万円													
〃 3人 〃	620万円													
〃 4人 〃	730万円													
〃 5人以上であるとき	730万円													

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
			<p>3 利率 据置期間中 無利子 据置期間経過後 延滞の場合を除き年3%</p>	
<p>保健福祉部 子育て支援課 子育て支援係 (内線2321)</p>	<p>児童遊園地 設置補助事業</p>	<p>1 補助対象 地域の児童に遊び場を提供する児童遊園地の新設、増設及び改修事業とする。次の各号に掲げる事項に該当する場合は、交付の対象としない。 (1) 1に係る工事費が5万円未満のもの (2) 当該児童遊園地について、補助金の交付を受けており、交付の日から起算して5年を経過していないもの(改修事業は除く) ※補助金の申請希望は予算の都合上前年度に取りまとめている。</p>	<p>1 補助対象者 地域自治団体</p> <p>2 補助率 (1) 新設 2分の1以内 (50万円限度) (2) 増設 3分の1以内 (20万円限度) (3) 改修 3分の1以内 (10万円限度)</p> <p>3 補助金の調整 国県及びその他の機関より補助がある場合には、その額を控除した額に補助率、補助限度額を適用させる。</p>	<p>伊那市児童遊園地設置補助金交付要綱</p>
<p>保健福祉部 社会福祉課 高齢者係 (内線2313)</p>	<p>高齢者の知恵袋 事業</p>	<p>高齢者が長年培ってこられた知恵や技術等を子どもなど次の世代に伝承する事業 例: しめ縄づくり、畑や花壇づくり、昔の遊び、昔話を語る会など 地域の文化・伝統芸能・郷土史などの伝承活動や、子どもや青年等との交流活動など。ただし、他の団体等から当該事業に対し補助金等が交付される場合を除く。</p>	<p>1 補助対象者 区、常会、団体等</p> <p>2 補助額 (1事業50,000円限度) ・主たる講師謝礼(市内在住の高齢者に限る。上限3,000円) ・材料費等消耗品費、印刷費等 実費</p>	
<p>保健福祉部 社会福祉課 高齢者係 (内線2313)</p>	<p>伊那市敬老会事業補助金 【補助対象期間】 令和4年度まで</p>	<p>1 補助対象 市内に住所を有する75歳以上の者(当該年度の末日までに75歳に達する者を含む。以下同じ。)を含む高齢者を対象とした敬老会の開催に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 会議費、事務費及び印刷材料費並びにアトラクション等に要する経費 (2) その他市長が必要と認める経費</p>	<p>1 補助対象者 区及び区に準ずる地域自治団体</p> <p>2 補助金額 補助金の交付の対象となる経費の合計額又は区等に住所を有する75歳以上の者の数に300円を乗じて得た額のいずれか低い額</p>	<p>伊那市敬老会事業補助金交付要綱</p>

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
水道部 水道整備課 給排水係 (内線2632)	浄化槽設置等整備事業	1 対象区域 (1) 浄化槽整備区域 次の区域以外の区域 ア 公共下水道認可区域 イ 公共下水道計画区域のうち別に定める区域 ウ 農業集落排水施設整備区域 (2) 浄化槽指定区域 地形等の状況で集合処理が適当でないとされた区域 2 補助対象者 補助金の交付の対象者は、補助対象区域において住宅に浄化槽等を設置しようとする者又は現に浄化槽を設置している者であって、市内に住所を有するもの（住宅の建設により市内に住所を有する予定の者を含む。）とする。 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。ただし、第1号の規定は、水質検査に対する補助金には、適用しない。 (1) 法第5条第1項の規定による届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けない者 (2) 住宅を販売又は賃貸する目的で浄化槽を設置する者 (3) 事業活動、宗教活動等の用に供する住宅等に浄化槽を設置する者 (4) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 (5) 季節的に居住する住宅に浄化槽を設置する者 (6) 市区町村税等を滞納している者（同一世帯員が市区町村税等を滞納している場合を含む。） (7) 伊那市浄化槽維持管理組合に加入しない者 (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（その団体の構成員等又はそれらの者に使用させる者を含む。）	補助金は、次に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれに掲げる額を限度として支給する。 ○浄化槽整備区域（1 対象区域のうち(1)の区域）への浄化槽の新設に要する経費 5人槽 354,000円 6～7人槽 437,000円 8～10人槽 671,000円 ○浄化槽指定区域（1 対象区域のうち(2)の区域）への浄化槽の新設に要する経費 5人槽 452,000円 6～7人槽 692,000円 8～10人槽 845,000円 ○補助対象区域内の既設の浄化槽（15年経過したものに限る。）の更新に要する経費 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 ○排水方法変更工事（既設の浄化槽（合併処理浄化槽に限る。）からの排水を地下浸透方式から河川等への放流に変更するための工事をいう。）に要する経費 浄化槽1基につき 100,000円 （補助対象経費の2分の1の額を上限とする。） ○長野県浄化槽協会が行う法定検査に要する費用 ただし、浄化槽指定・整備区域内の伊那市浄化槽維持管理組合員である者 1基につき 5,000円	伊那市浄化槽設置等事業補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
水道部 水道業務課 料金係 (内線2615)	接続サポート補助金 (単年度申請で、年度末の3月までに工事完了し、請求書が提出できるもの)	1 対象住宅 供用開始した年度又は翌年度以内に下水道へ接続する市内にある個人所有の建物で、自己の居住のもの。(併用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上が住居のもの) 2 対象工事 市内に本店、支店又は営業所を有する排水設備指定工事店が行う対象工事費が10万円以上で、次の内容の工事 (1)くみ取り便所を水洗便所に改造および排水設備を設置する工事 (2)浄化槽を廃止し、下水道へ接続する工事 (3)下水道接続を伴うリフォーム工事 ※新築は対象外です	補助金は、次に掲げるとおりとする。 (1)対象工事費の4%の金額または35,000円のうち高い方の金額。(上限は50,000円)	伊那市接続サポート補助金要綱
市民生活部 生活環境課 消費生活係 (内線2211)	特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助事業 (募集期間) 4～翌3月	特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入に係る経費に対する補助 ※事前に生活環境課へお問い合わせください。	1 対象となる機器 (1) 通話の内容を自動的に録音する機能がある電話機 (2) 電話機に接続し、自動的に通話を録音する装置 (3) 電話機に接続し、自動的に着信を切断する装置 2 補助金の対象者 市内の販売店から機器を購入し、市内にお住いで、次のいずれかに当てはまる、65歳以上の方 (1) 一人暮らしの高齢者の方 (2) 高齢者のみで構成される世帯に属する方 (3) 日中において、(1)、(2)のいずれかに該当する方 (4) (1)、(2)、(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める方 3 補助率 対象となる機器の購入及び設置費用の2分の1以内 4 限度額 上限5,000円	伊那市特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
市民生活部 生活環境課 環境衛生係 (内線2215)	ごみ収集 ステーション 整備補助事業 (募集期間) 4～翌3月	ごみ収集ステーションの設置または改修(以下「設置等」という。)のための補助 (地域のごみ収集ステーションの衛生的・機能的改善を図るため、区・町等が設置するもの) ※事前に生活環境課へお問い合わせください。	1 要件 (1) ごみ収集車の通行及びごみ積載作業が容易にできる場所に設置等するもので、同作業に支障がない構造のもの。 (2) 材質は耐久性のあるものを使用し、周囲の景観を損なわないもの。 (3) 地上から概ね1.8m以上の高さ、奥行きは1.2m以下で、概ね2.0㎡以上の床面積のあるもの。 (4) 可燃物・不燃物など2種類以上のごみ収集ステーションの連棟式である場合は、境が完全に間仕切りされているもの。 (5) 15世帯以上の共同で利用できるもの。 (6) 過去15年以内に同様の補助金交付を受けていないこと。 (7) 整備等について、土地所有者及び周辺住民の同意が得られているもの。 (アパートや事業所の寮等への設置等は、補助対象外です。) 2 補助率 一ヶ所につき、設置及び改修に要する経費の2分の1以内 3 限度額 一ヶ所につき100,000円	伊那市ごみ収集ステーション整備事業補助金交付要綱
市民生活部 生活環境課 環境衛生係 (内線2215)	生ごみ 処理容器等 購入補助事業 (募集期間) 4～翌3月	生ごみ処理容器等の購入補助 (家庭生ごみの減量化又は堆肥化のための処理容器等) ※事前に生活環境課へお問い合わせください。	1 要件 (1) 市内に住民を有する世帯 (2) 市内の販売店から処理容器等を購入した世帯 (3) 市が実施する処理容器等の使用に関する調査に協力できる世帯 (4) 前回の生ごみ処理容器等に係る補助を受けてから6年を経過した世帯(合併前の市町村からの補助を含む。)	伊那市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
			(5) 税、使用料等、市の歳入に未納が無い世帯。 2 補助額等 購入金額の2分の1 限度額 新規2.5万円 更新2.0万円	
市民生活部 生活環境課 自然エネルギー推進係 (内線2212)	太陽エネルギー利用設備設置補助事業 (募集期間) 4～翌2月	市内の住宅や事業所への太陽エネルギー利用設備の設置に対して、補助金を交付する。 【補助対象設備】 ・太陽光発電設備 ・定置型蓄電設備（上記太陽光発電設備と同時に設置） ・太陽熱利用システム 【設置場所】 ・個人住宅 ・事業所	1 主な要件 (1) 共通事項 ・市内に本店、または県内に本店があり市内に支店、営業所等がある事業者が対象設備を設置すること。 (2) 太陽光発電設備 ・FIT 又は FIP 制度の認定を受けないこと。 ・発電した電力のうち、住宅用は30%以上、事業所用は50%以上を自家消費すること。 ・余剰電力は市が指定する小売電気事業者へ売電すること。 (3) 定置型蓄電設備 ・上記の太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・設置費用が、住宅用は15.5万円/kW以下、事業所用は19万円/kW以下であること。 (4) 太陽熱利用システム ・太陽集熱器が JIS4112 で規定する太陽熱集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。 2 補助額等 (1) 太陽光発電設備 補助率：(住宅) 14万円/kW、(事業所) 10万円/kW 上限額：(住宅) 70万円、(事業所) 500万円 (2) 定置型蓄電設備 補助率：蓄電池本体価格の2分の1以内、 (住宅) 7.75万円/kWh、(事業所) 9.45万円/kWh 上限額：(住宅) 77.5万円、(事業所) 189万円	伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
			(3)太陽熱利用システム 補助率：対象経費の3分の2以内 上限額：60万円 ※詳しい内容は交付要綱をご確認ください。	
農林部 農政課 農業振興係 (内線2412)	農業機械等導入事業	補助対象者 (1) 法人である集落営農組織 (2) 認定農業者及び認定新規就農者であり、人・農地プランに位置付けられた担い手であるもの (3) 構成員に人・農地プランに位置付けられた認定農業者等が含まれている会計を一にする団体 (4) 地域特産品として認める農産物、農産物加工品等を生産する団体及び個人 補助対象 (1) 農業機械 (2) 農業用施設 (3) 農産物の加工機械、器具及び施設 (4) その他市長が特に認めた事業	補助率 法人・団体 10分の3以内 個人 100分の15以内 補助金限度額 法人・団体 200万円 個人 100万円	伊那市農業機械等導入事業補助金交付要綱
農林部 農政課 農業振興係 (内線2412)	有害鳥獣被害防除対策事業 (募集期間) 4～9月	2戸以上の農業者又は農業者団体が実施する、有害鳥獣被害防除資機材の購入に対して補助金を交付する。 補助対象 防護柵 電気柵 捕獲檻 等の資機材購入	補助率 2分の1以内 補助金限度額 75万円	伊那市有害鳥獣被害防除対策事業補助金交付要綱
農林部 農政課 農業振興係 (内線2412)	被災農作物等防風対策事業 ※R6年度まで	風により農作物に被害を受けた又は受けるおそれのある者であって、農業保険法に基づく農業保険に加入している又は加入する予定の者が実施する、果樹等の農作物及び農業生産施設への防風対策に要する経費に対して補助金を交付する。	補助率等 定額 ただし、補助対象経費が標準事業費(※)を超えるときは標準事業費の額 ※トレリスの補強…10a当たり10万円を乗じて得た額	伊那市被災農作物等防風対策事業実施要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
		補助対象 トレリスの補強（筋交いの設置、中柱の追加、アンカーの補強、50m以上のトレリスの分割等） 防風ネットの改修又は設置	防風ネットの改修又は設置…1m当たり 2万5,000円を乗じて得た額 補助金限度額 50万円	
農林部 耕地林務課 林務係 (内線2416)	森林造成事業	市の補助要件を満たす間伐事業に対しての、上乗せ補助 ※事前に耕地林務課へご相談ください。	補助率等 ①対象事業費の10分の2以内	伊那市森林造成事業補助金交付要綱
	林業振興対策事業	木質燃料によるストーブ（薪・ペレットストーブ）の普及促進のため 補助対象 ・ストーブ本体 ・煙突等、必要な付帯資材 ・設置工事等に係る経費 補助対象施設 ・伊那市内の個人住宅、事業所、店舗等	補助率等 ① 薪ストーブ 3分の2以内 （補助金限度額 30万円） ② ペレットストーブ 3分の2以内 （補助金限度額 42万円） ※いずれも予算の範囲内での支払い	伊那市山林資源活用機器設置補助金交付要綱
	松くい虫防除対策事業	松くい虫によるアカマツへの被害を未然に防止するために、森林所有者等が実施する事業の経費 対象事業 アカマツに所有者等が行う薬剤の樹幹注入 ※事前に耕地林務課へご相談ください。	補助率等 ①所有者自ら樹幹注入を実施する場合 薬剤購入経費の10分の2以内 （補助限度額10万円） ②事業者等に樹幹注入業務を委託して実施する場合 樹幹注入に要する経費の10分の1以内 （補助限度額10万円） ③大規模な対策が必要と市長が特に認めた場合 樹幹注入に要する経費の3分の1以内 （補助限度額100万円）	伊那市松くい虫防除対策事業補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等																											
教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 (内線2721)	集会施設整備 事業 (募集期間) 前年度中の事前調査による。 事前調査での申請がない場合は応相談。	<p>1 補助対象 地域自治団体が行う集会施設の整備に要する経費のうち、下記に該当する事業</p> <p>2 対象施設及び補助基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助基準・補助率</th> <th>交付制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td> <td>最低事業費 20万円 補助限度額 800万円 補助率 3分の1以内</td> <td>前回の補助金交付（水洗化・耐震化を除く。）から10年未経過は対象外</td> </tr> <tr> <td>増築・改築・改修・外構整備・舗装・解体</td> <td>最低事業費 20万円 補助限度額 300万円 補助率 3分の1以内</td> <td>前回の補助金交付（水洗化・耐震化を除く。）から5年未経過は対象外</td> </tr> <tr> <td>水洗化・耐震補強・バリアフリー化・LED化</td> <td>最低事業費 20万円 補助限度額 400万円 補助率 2分の1以内</td> <td>前回の補助金交付からの期間制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業区分についての詳細 ※複数の事業区分をまたぐものについては、主たる事業をもってその区分とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>対象となる事業区分の詳細</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">附属屋の新築・増築・改築・改修</td> <td rowspan="2">原則として主家屋と同一敷地内に位置し、土地に定着性があるもの。</td> <td>対象：倉庫</td> </tr> <tr> <td>対象外：簡易物置など</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外構整備</td> <td rowspan="2">原則として主家屋と同一敷地内に位置し、主家屋及び敷地の機能維持・保全又は独立性確保を目的とするもの。</td> <td>対象：擁壁、排水溝、フェンス、境界ブロックなど</td> </tr> <tr> <td>対象外：花壇、ベンチ、看板など</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装</td> <td rowspan="2">原則として主家屋と同一敷地内に位置し、碎石、砂、土など以外の非天然材料を主とするもの。</td> <td>対象：アスファルト舗装、コンクリート舗装など</td> </tr> <tr> <td>対象外：砂利舗装、敷き砂、土壌改良など</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 留意事項 (1) 補助金の重複調整 他所管の事業により併せて補助金の交付を受ける場合は、その補助金額を差し引いた額を交付する。</p>	対象事業	補助基準・補助率	交付制限	新築	最低事業費 20万円 補助限度額 800万円 補助率 3分の1以内	前回の補助金交付（水洗化・耐震化を除く。）から10年未経過は対象外	増築・改築・改修・外構整備・舗装・解体	最低事業費 20万円 補助限度額 300万円 補助率 3分の1以内	前回の補助金交付（水洗化・耐震化を除く。）から5年未経過は対象外	水洗化・耐震補強・バリアフリー化・LED化	最低事業費 20万円 補助限度額 400万円 補助率 2分の1以内	前回の補助金交付からの期間制限なし	事業区分	対象となる事業区分の詳細	例	附属屋の新築・増築・改築・改修	原則として主家屋と同一敷地内に位置し、土地に定着性があるもの。	対象：倉庫	対象外：簡易物置など	外構整備	原則として主家屋と同一敷地内に位置し、主家屋及び敷地の機能維持・保全又は独立性確保を目的とするもの。	対象：擁壁、排水溝、フェンス、境界ブロックなど	対象外：花壇、ベンチ、看板など	舗装	原則として主家屋と同一敷地内に位置し、碎石、砂、土など以外の非天然材料を主とするもの。	対象：アスファルト舗装、コンクリート舗装など	対象外：砂利舗装、敷き砂、土壌改良など		伊那市集会施設整備事業補助金交付要綱 (R5.4.1 施行)
対象事業	補助基準・補助率	交付制限																													
新築	最低事業費 20万円 補助限度額 800万円 補助率 3分の1以内	前回の補助金交付（水洗化・耐震化を除く。）から10年未経過は対象外																													
増築・改築・改修・外構整備・舗装・解体	最低事業費 20万円 補助限度額 300万円 補助率 3分の1以内	前回の補助金交付（水洗化・耐震化を除く。）から5年未経過は対象外																													
水洗化・耐震補強・バリアフリー化・LED化	最低事業費 20万円 補助限度額 400万円 補助率 2分の1以内	前回の補助金交付からの期間制限なし																													
事業区分	対象となる事業区分の詳細	例																													
附属屋の新築・増築・改築・改修	原則として主家屋と同一敷地内に位置し、土地に定着性があるもの。	対象：倉庫																													
		対象外：簡易物置など																													
外構整備	原則として主家屋と同一敷地内に位置し、主家屋及び敷地の機能維持・保全又は独立性確保を目的とするもの。	対象：擁壁、排水溝、フェンス、境界ブロックなど																													
		対象外：花壇、ベンチ、看板など																													
舗装	原則として主家屋と同一敷地内に位置し、碎石、砂、土など以外の非天然材料を主とするもの。	対象：アスファルト舗装、コンクリート舗装など																													
		対象外：砂利舗装、敷き砂、土壌改良など																													

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
		(2) 対象工事費に含むことのできる経費 ①設計・管理費及び建築確認申請手数料 (3) 補助金の返還 補助金を受けた者が5年(新築は10年)以内に補助対象の集会施設を除去しようとした場合、経過年数により算出された額の補助金を返還するものとします。		伊那市集会施設整備事業補助金交付要綱 (R5.4.1施行)
教育委員会 生涯学習課 文化財係 (内線2725)	文化財保護事業	1 補助対象 (1) 伊那市指定有形文化財、指定無形文化財、指定民俗文化財、指定史跡名勝天然記念物 (2) 伊那市教育委員会が伊那市指定文化財に準ずる文化財と認めたもの 2 補助対象経費 (1) 文化財の修理に要する経費 (2) 文化財を管理するために必要と認められる防災施設、保管施設等の設置及び改修に要する経費 (3) 文化財の保存、伝承者の養成及び公開のために要する経費 (4) 教育委員会が特に認めた事業に要する経費	1 補助金の額 補助対象事業経費の 10分の3 以内 2 補助限度額 500万円	伊那市文化財保護事業補助金交付要綱
文化スポーツ部 スポーツ課 体育施設係 (内線2731)	体育施設設置補助事業 (募集期間) 4～翌1月	1 補助対象施設 (1) 運動広場(競技場面積456㎡以上) (2) 市長が認める体育施設及び附属施設 2 補助対象経費 補助対象施設の新設、増設、改築及び改造工事費のうち、次に掲げる経費 (1) 本体工事費 (2) バックネット工事費 (3) フェンス工事費 (4) 夜間照明施設工事費	1 補助対象者 地域自治団体 2 補助率 工事費が100万円以下 40%以内 100万円を超える額については 20%以内 3 補助限度額 220万円 4 補助金の調整 国県及びその他の機関より補助がある場合には、	伊那市体育施設設置補助金交付要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
		(5) 附属施設（更衣室、便所、器具置場等）の工事費 (6) 給排水工事費 (7) 市長が認める工事費 3 補助対象外工事費 (1) 工事費が10万円以下のもの (2) 補助金の交付を受けてから5年を経過しないもの	その額を控除した額を補助額とする。	
建設部 建設課 維持係 (内線2534)	除雪機械整備事業	1 除雪機を購入する経費（除雪板等を含む） （ただし、区又は常会・町内会が、歩車道の交通確保のために購入するもの） 2 除雪機械の破損に伴う修繕に要する経費 （市の補助をうけて購入した除雪機械に限る）	補助対象経費の 2分の1以内 （限度額 30万円） ○申請期限 ・除雪機を購入する経費 補助金を受けようとする年度の6月30日 ・除雪機械の破損に伴う修繕に要する経費 補助金を受けようとする年度の9月30日	伊那市除雪機械整備事業補助金交付要綱
建設部 建設課 建設調査係 (内線2531)	雨水貯留施設設置事業	1 雨水を貯留させるための構造をもった100リットル以上の貯留槽等の施設を設置するのに要する購入費及び工事費（令和7年度まで）	補助対象経費の 2分の1以内 （限度額 25,000円 100～500リットルの場合 50,000円 500リットル以上の場合） 1建築物につき雨水貯留施設1基を限度	伊那市雨水貯留施設設置補助金交付要綱
建設部 都市整備課 建築係 (内線2523)	住宅耐震化促進事業	1 耐震診断士派遣 【木造住宅】 対象となる住宅所有者の希望により、耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断を行う。 【指定避難施設】 対象となる指定避難施設所有者の希望により、耐震診断士を派遣し、避難施設の耐震診断を行う。 2 耐震化促進補助 【耐震診断補助（木造以外の住宅）】	無料 派遣費用の市負担額上限 当該施設の床面積 1㎡あたり1,000円 耐震診断費用の 3分の2以内	伊那市住宅等耐震診断士派遣事業実施要綱 伊那市住宅・建築物耐震改修促進事

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
		<p>対象となる住宅の耐震診断費用に対する補助を行う。</p> <p>【耐震診断補助（特定既存耐震不適格建築物）】 対象となる建築物の耐震診断費用に対する補助を行う。</p> <p>【耐震改修補助（木造住宅、木造以外の住宅）】 対象となる住宅の耐震補強費用に対する補助を行う。</p> <p>【耐震改修補助（木造住宅、木造以外の住宅）】 対象となる住宅の現地建替費用に対する補助を行う。 ※省エネ住宅への建替に限る</p>	<p>(限度額 4万円)</p> <p>耐震診断費用の 3分の2以内 (限度額 60万円)</p> <p>耐震補強工事費の 5分の4以内 (限度額 100万円)</p> <p>現地建替工事費の 5分の4以内 (限度額 100万円)</p>	業補助金交付要綱
建設部 都市整備課 建築係 (内線2523)	災害危険住宅移 転事業	<p>1 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転補助</p> <p>【危険住宅の除却費等補助】</p> <p>【危険住宅に代わる住宅の取得（土地購入）】</p> <p>【危険住宅に代わる住宅の取得（造成工事）】</p> <p>【危険住宅に代わる住宅の取得（建物取得）】</p>	<p>除却費（限度額78万）</p> <p>購入に要した費用の借入利子（限度額206万円）</p> <p>造成に要した費用の借入利子（限度額58万円）</p> <p>取得に要した費用の借入利子（限度額444万円）</p>	伊那市災害危険住 宅移転事業補助金 交付要綱
建設部 都市整備課 計画係 (内線2521)	地域景観整備事 業	<p>1 景観形成重点地区内において、当該地域の住民で構成する 団体等が行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 屋外広告物の除却・改善</p> <p>(2) その他修景に資する事業</p> <p>2 景観形成住民協定地区に係る区域内において、協定者で構 成する団体等が行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 屋外広告物の除却・改善</p> <p>(2) その他修景に資する事業</p>	<p>3分の2以内（ただし、補助額は40万円を限度とする。 この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切 り捨てる。）</p> <p>3分の1以内（ただし、補助額は10万円を限度とする。 この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切 り捨てる。）</p>	伊那市地域景観整 備事業補助金交付 要綱

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等				根拠条例等			
建設部 伊駒アルプス ロード推進課 伊駒アルプス ロード推進係 (内線2539)	道路改良等に伴 うほ場整備事業	1 対象					伊那市道路改良等 に伴うほ場整備事 業補助金交付要綱			
		(1) 道路改良等	国道、県道又は市道の新設及び改良等							
		(2) 対象区域	農振地域							
		(3) 対象土地	用地取得に伴い生じる農地の残地及びその隣接地							
		(4) 対象者	所有者又は耕作者							
		(5) 対象事業	営農環境を保全することを目的として行うほ場整備事業							
		2 補助率等								
			事業の種類	経費	採択基準			補助率	補助上限額(整備面積 1平方メートル当た り)	
					畦畔除去	表土扱い		高低差		
			区画整理(1)	工事費 (調査費 含む。)	あり	なし		なし	2分の1 以内	35円
	区画整理(2)	あり	あり				10センチ メートル以 下			65円
	区画整理(3)						10センチ メートル超			125円
	区画整理(4)									150円
注1 高低差は、事業前のほ場における各筆の高低差を指す。										
注2 補助上限額は、ほ場における各筆の登記地積の総和面積当たりの金額による。										
3 補助の条件										
(1) 令和5年度以降に生じる残地及びその隣接地であって、道路改良等の用地取得の後3年以内にはほ場整備を行うこと。										
(2) 残地の形状等から合理的なほ場整備であること。										
(3) 当該ほ場整備事業に関して市の他の補助金等の交付を受けていないこと。										
(4) ほ場整備後の農地を善良なる管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。										
(5) 当該補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に事業を実施した農地を転用又は処分しないこと。										

2 市が地元負担金を得て行う事業

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
農林部 耕地林務課 耕地整備係 (内線2418)	耕地事業	<p>1 次に掲げる工事の新設及び改修工事並びに災害復旧工事</p> <p>(1) 農業用道路工事</p> <p>(2) 農業用水路、排水路工事及びため池工事 (国土保全事業・市単土地改良事業 等)</p> <p>(3) ほ場整備工事</p> <p>(4) 農業用道路に係る橋梁工事</p> <p>(5) 災害復旧工事又は災害応急対策工事</p> <p>2 工事の基準</p> <p>(1) 農業用道路は原則として幅員2.5m以上のものをいう。</p> <p>(2) 事業費に対し、その効果が甚しく希薄と認められる工事又は傾斜地により諸車運行上不相当と認められる工事及びこれらに類する工事は除く。</p> <p>3 事業費</p> <p>工事費(工事に伴う諸材料費、労力費、器具機械費及び損料)及び測量試験費並びに雑費(工事費の100分の5以内の額)を合せたものをいう。</p> <p>ただし、県営事業については、県が計画・施行する額をいう。</p>	<p>1 負担金 その事業により利益を受ける人に事業費の一部を負担していただく。</p> <p>2 負担割合</p> <p>●事業内容1の国県費補助がないもの</p> <p>(1) について 事業費の 100分の20</p> <p>(2) " 100分の20</p> <p>(3) " 100分の20</p> <p>(4) " 100分の20</p> <p>(5) " 100分の10</p> <p>●事業内容1の国県費補助があるもの</p> <p>(1) について 事業費の 100分の10</p> <p>(2) " 100分の10</p> <p>(3) " 100分の10</p> <p>(4) " 100分の10</p> <p>(5) " 補助残の 100分の10</p>	<p>伊那市耕地事業に関する条例</p> <p>(国土保全・市単)</p> <p>(国補災害)</p>

担当部課名	事業名	補助対象事業及び補助対象施設	補助額等	根拠条例等
農林部 耕地林務課 林務係 (内線2416)	林道事業	<p>1 次の各号に掲げる工事 (1) 林道開設・改良工事 (2) 作業道開設・改良工事 (3) 林道災害復旧工事又は災害応急対策工事</p> <p>2 工事の基準 林道工事としての適用を受ける道路は道路巾員3.0メートル以上のものをいう。ただし、市長が特に必要と認める特殊な地域に限り道路巾員3.0メートル未満(2.0メートル以上)のものも適用することができる。</p> <p>3 事業費 工事費(工事に伴う諸材料、労力費、機械器具費又は損料)及び雑費(工事費の100分5以内の額)をいう。</p>	<p>1 負担金 当該事業により利益を受ける人に事業費の一部を負担していただく。</p> <p>2 負担金の額 事業費(国県費の補助金のあるものについては、その補助金を減じた額)に次の区分による率を乗じて得た額 (1) の工事については 100分の30 (2) " 100分の50 (3) " 徴収しない ただし、単独工事分については100分の15</p>	伊那市林道事業に関する条例
建設部 建設課 土木係 (内線2536)	道路建設事業	<p>1 道路工事 道路の新設若しくは改築又は舗装の新設に係る工事(当該工事と一体となる橋梁の工事を含む。)</p> <p>2 事業費 道路工事に係る工事費、用地費及び補償費</p>	<p>1 負担金 道路工事によって利益を受ける人に事業費の一部を負担していただく。</p> <p>2 負担金の額 事業費(30万円を超えるものに限る。)の100分の5の額。 ただし、1戸当 3,000円を限度とする。</p>	伊那市道路工事に 関する条例